秋川少年サッカークラブ会則

〔名称〕
第１条　本会は、秋川少年サッカークラブ（略称：秋川少年Ｓ．Ｃ）と称する。
〔目的〕
第２条　サッカーを通じ少年の健全なる心身の発育と技能の向上を図ることを目的とする。
〔構成〕
第３条　あきる野市及び近隣市町村在住の小学生以下を会員とし、会員の父母を準会員とする。
〔運営〕
第４条　本会の運営は、総会にて選任された任期１年の役員若干名により計画運営され、準会員並びに指導員（コーチ）は、これに協力しなければならない。
〔役員の選任と任期〕
第５条　準会員相互の話し合いにより役員候補を選出し、年度初めに開催の総会で承認するものとする。任期は、４月１日より翌年３月３１日までとする。又、準会員は、入会から退会までに、必ず役員または役員の任命による役員（補佐）を努めなければならない。
〔事務局〕
第６条　本会は、代表が指定する場所とし、会計役員宅に置くものとする。
〔入会及び退会〕
第７条　入会希望者は、役員を通じ、指導員に連絡し了解を得るものとする。退会希望者は、その旨役員に申し出了解を得るものとする。
〔入会金、会費及びスポーツ保険費の負担〕
第８条　第５条にて承認された会員は、定められた入会金を入会時に、かつ月会費を役員に納めなければならない。又、年度初めに定められたスポーツ保険費も納め、不即時の対応に備えなければならない。（現在スポーツ保険費は、会で負担しています。）
〔総会開催と会計報告〕
第９条　当該年度役員は、年１回、又必要が認められたときに総会を開催し、準会員と協議しなければならない。
〔活動中及び移動中における事故の責務範囲〕
第１０条　会員及び指導員が、サッカーの練習中、若しくは試合中に、身体の事故を受けた場合、救急の処置は当会で行うが、以降の責任は本人に帰するものとする。但し役員は、スポーツ保険の適用申請を保険会社に行わなければならない。
第１１条　会員、役員、指導員による通常の活動及び移動中における事故に於いては、スポーツ保険が適用されます。
〔被事故者への見舞金支給と事故報告義務〕
第１２条　役員は、事故の内容を調査し、準会員に会報（月報）にて、若しくは臨時総会の招集を行い、報告しなければならない。又、事故の程度に応じ、被事故者に見舞金を支給するものとする。
〔会の基本指導要領〕
第１１条　指導員及び準会員は、会員の個性を尊重しつつ次の項目を指導方針とする。
１．ハキハキとした元気の良い返事のできる子に
２．年上の人にきちんと挨拶のできる子に
３．人の話を聞ける子に
４．大好きなサッカーがより強く上手になりたいという意思を持つ子に
５．チームメイトと協議ができる子に
〔慶弔規定〕
第１２条　会員、準会員および指導員に弔事があった時は、弔慰金を支出する。
〔会則の改廃〕
第１３条　会則の改廃は、準会員（出席者及び委任状）の３分の２以上の承認をもって、行うことができる。

附　則

〔設立及び施行期日〕

１．本会は、１９８５年（昭和６０年）４月１日に設立し、本会則は、同年４月１日から施行する。

２．令和３年２月に本会則の一部を改正し、同年３月１日から施行する。

以上